

ラテンアメリカに広がる 地域主義

米州統合の期待と不安

浜口 伸 明

1 西半球を覆う自由貿易地域

1. ブロックの形成

1994年にマイアミで開催された米州サミットにおいて、南北アメリカ大陸とカリブ地域のキューバを除く全34カ国が2005年までに自由貿易圏を形成することが合意された。これによって生まれる米州自由貿易圏 (Free Trade Area of the Americas : FTAA, スペイン語表記ではÁrea de Libre Comercio de las Américas : ALCA) は、人口7億7000万人 (96年国連統計) の基本的に貿易障壁のない市場となる。参加国は対米州域外の貿易障壁を現在より引き上げて要塞化することがないことを確認するとともに、農業、知的所有権など、WTOにおいても十分に成し遂げられていない分野にまで踏み込んだ「WTOプラス」の自由化を域内で実現することを目指している。ラテンアメリカの経済が力強い回復を見せ今後さらなる成長が期待されている今日、この巨大な市場の出現はアジア太平洋地域において同様にダイナミックな成長を遂げている国々によって構成されているアジア太平

洋経済協力会議 (APEC) と並ぶ重要性をもつ^{*1}。

FTAAの原型は、1990年にブッシュ政権下の米国が、当時まだ危機を完全に脱していなかったラテンアメリカ経済の回復を支援する目的で打ち出したEAI (Enterprise for the Americas Initiative) にある^{*2}。このころ、メキシコとの間にはすでに北米自由貿易協定 (NAFTA) に向けての交渉があり、米国の傘下に中南米全体が続々と参集するようなシナリオがあった。

しかし、現実にはラテンアメリカにおいて異なったりアクションを生み出した。ラテンアメリカでは経済危機から立ち直るために新自由主義と呼ばれる徹底した経済自由化戦略がとられるようになっていた。関税水準は一方的にかなり引き下げられたが、同時に特定の貿易パートナーとの間で貿易障壁をなくして一国市場よりも規模の大きな地域市場を作り出し、規模の経済によって生産の効率を高め、投資を呼び込もうとした。こうして、ラテンアメリカ地域ではいくつかのサブ・リージョナルな地域統合が形成されるようになった。米国とすぐに自由貿易を行えばほとんどの産業は競争力がなく消滅してしまうと警戒されたため

ある。新自由主義的経済改革の結果グローバルな競争環境にさらされている今日、アンデス、中米、カリブ地域の中・小規模市場国にとっては地域市場におけるパートナーシップの重要性は増していると考えられている。FTAAはそのようにして形成されたいくつかのブロックをさらに積み上げるような形になる。

ラテンアメリカ・カリブ地域において国境を越えた地域統合市場を形成すること自体はまったく新しいことではなく、すでに1960年代からラテンアメリカの主要国が参加するラテンアメリカ自由貿易連合(LAFTA)と地理的・歴史的な緊密性に基づくアンデス共同体(ANCOM)、中米共同市場(CACM)、カリブ自由貿易連合(CARIFTA)といった枠組みが存在した。このうち、後述するようにLAFTAは1980年にラテンアメリカ統合連合(ALADI)^{*3}という、より緩やかな統合体に改編された。CARIFTAは共通関税を設置して、カリブ共同体(CARICOM)という関税同盟の形態をとるようになった。ANCOMとCACMは変遷を経ながら存続している。

そして、1990年代にはブラジルとアルゼンチンを中心とする南米南部共同市場(メルコスル)が加わった。両国は本来もっと緊密な貿易パートナーであるべき条件にありながら、軍事政権下の緊張関係や保護主義的な貿易政策によって、貿易関係は発展していなかった。それがともに貿易自由化を進めた結果一気に協力関係が深まり、メルコスルの統合は予想を超えるスピードで進んでいった。

2. ラテンアメリカの「地域主義」

これまでのラテンアメリカにおける地域統合と現在のそれとの大きな違いは、各国の貿易政策の基本姿勢にある。かつては多くの国が輸入代替工業化を志向した保護主義的な貿易・産業政策の延

各地域ブロックの概略

	人口 (100万人)	GDP (1990年価格, 10億ドル)	年平均成長率 ²⁾ (%)
FTAA	764.8	8,092.4	2.67
メルコスル	206.9	667.1	3.46
ANCOM	101.3	193.9	3.55
CACM	30.4	30.2	4.02
CARICOM	5.9	16.4	1.39
NAFTA	387.8	7,117.0	2.55
その他FTA ¹⁾	32.5	67.9	5.96
ALADI	414.9	1,174.7	3.01
G3	149.9	384.6	1.51

(注) 1) チリ, ドミニカ共和国, パナマ。

2) 1991~96年。

(出所) IDBホームページ。

(<http://www.iadb.org/statistics/notaidc.htm>)

長線上に地域市場の形成が位置づけられて、一国レベルの市場規模に制約されない広域市場での輸入代替の手段として地域統合が用いられた。このため、対外的な貿易障壁は非常に高く設定されたうえ、域内の貿易自由化に関しても加盟国の利害がしばしば対立して、進展が遅かった^{*4}。

これに対して、近年各国が平均関税率が10~20%になるまで関税を下げて貿易自由化を進めた結果、輸入代替的な工業はすでに衰退して産業構造は市場メカニズムに適合したものへと変化を遂げつつある。このような政策と整合的に、現在の地域統合が対外的に設置している貿易障壁はそれほど高いものではない。そして、域内貿易自由化は、GATT24条に適合するよう包括的に行なわれている^{*5}。また、地域統合体自体が新しいメンバーを加えたり、あるいは地域統合体どうしが結びついたりして、自由貿易の範囲を次々と拡大している。この延長線上にFTAAやヨーロッパ連合(EU)との貿易協定がある。国連ラテンアメリカ経済委員会ではこのような傾向を「開かれた地域主義」と呼んでいる^{*6}。地域主義がもたらす貿易転換効果(対外関税のために本来域外からより安く輸入できるものを域内から買うために生じる不利益)を最小限に抑えるためには、対外障壁をできるだけ低くし、また

優先的な待遇を与える貿易相手国を拡大することが必要である。

3. 米国の「地域主義」

FTAAは、北米先進国を巻き込んでいる点と大陸規模に展開される自由市場の形成を標榜している点でラテンアメリカにこれまでになかった構想といえる。これに臨む最近の米国の貿易政策の基本姿勢は、他国において米国の製品がさまざまな障壁によって不当に差別されている(と米国側が感じる)状況を打破し、米国からの輸出を増やして雇用を創出することにある。そのための一つのアプローチは、対日貿易交渉でもしばしば見られるように、米国市場へのアクセスの制限(スーパー301条の適用など)を用いることにより相手側の譲歩を引き出そうとする攻撃的な「公平性」の要求である。これと並行して用いられるのが、FTAAやAPECなどをプラットフォームとして成長が期待される地域市場を交渉により開放させようとする地域主義アプローチである*7。したがって、EAIが経済協力の要素を持っていたのに対して、FTAAは高成長が将来にわたって期待されているラテンアメリカの市場への米国製品のアクセスが不利にならないことと米国からの投資に対して開かれていることを確保しようとする意思の表われである。この背景には、前述したようにサブリージョナルな地域統合が機能し始めていて、米国が蚊帳の外におかれることへの不快感があるといえよう。

ラテンアメリカ・カリブの国々にとってもちろん北米市場へのアクセスが優先的に開かれることについてメリットを感じないわけではない。また、しばしばおこる米国の保護主義的な動きに対して、あらかじめ合意が存在すれば歯止めをかけることができる*8。しかし、一方で絶対的に生産性が高い米国産業への脅威もあり、期待と不安が相半ばと

いったところであろうか。

- * 1 米国、カナダ、メキシコ、チリはFTAAとともにAPECのメンバーでもある。
- * 2 EAIは投資促進、自由貿易協定、公的債務削減の三位一体型の支援を想定したものであった。詳細は、細野昭雄「米州関係の再編とラテンアメリカの経済統合」(遅野井茂雄編『冷戦後ラテンアメリカの再編成』アジア経済研究所 1993年) 37~38ページを参照。
- * 3 ALADIはスペイン語表記の略称。英語表記ではLAIAとなるが、ALADIのほうが呼称として定着しているので、本稿ではこちらを用いる。
- * 4 とくにLAFTAのような経済の発展度合いや国内市場の規模が加盟国の間で大きく異なる場合、市場狭小国はより早い自由化を望んだが、工業化が比較的進んだブラジル、メキシコ、アルゼンチンは国内市場中心思考で競争の激化を望まなかった。これがLAFTAのサブ・グループとしてのANCOM結成の動機となった。ANCOMやCACMは加盟国が比較的均質な市場狭小国であったために、域内自由化の進展が早く、また域内全体の分業体制を調整する工業化計画が策定され、域内貿易が拡大した。
- * 5 GATTは無差別で多角的な自由貿易を理想に掲げて、ある国に対して有利な待遇を与えるならば他のすべての国に対して自動的に同等の待遇を与えなければならないという最恵国待遇原則を基本としているが、その第24条では例外的にある条件の下で一部の国の間で地域統合協定を結ぶことを認めている。その条件とは、(1)他のGATT加盟国に対して貿易障壁を引き上げないこと、(2)妥当な期間内に実質上すべての貿易について自由化が行なわれること、である。この点については、木村福成「地域経済統合と新しい国際経済体制」(『経済セミナー』[連載・国際経済学入門] 1997年9月号) 82~89ページ参照。
- * 6 CEPAL, *El regionalismo abierto en América Latina y el Caribe*, Santiago de Chile, 1994. ただし、APECのopen regionalismでは自由化交渉の結果引き下げられた貿易障壁は

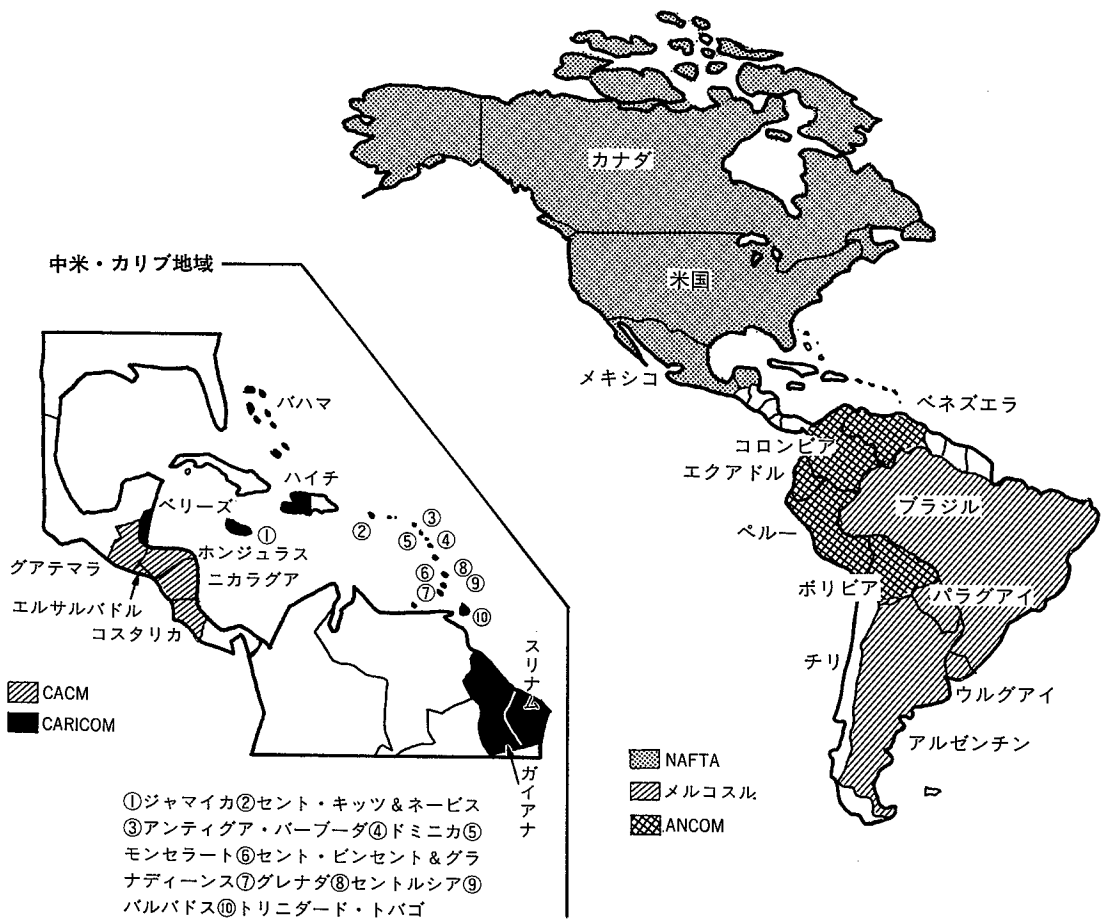
GATTの最恵国原則にしたがってすべての貿易相手国に適用されるとしているのに対し、ラテンアメリカのそれは自由貿易のパートナーを増やしていくことであって、協定を結んでいない国に対しては差別的である。

* 7 この点については佐々木隆雄『アメリカの通商政策』（岩波新書526）岩波書店 1997年参照。

* 8 地域統合のメリット・デメリットを分析した

ものとして, Fernandez, R., "Returns to Regionalism: An Evaluation of Non-Traditional Gains from Trade," NBER Working Paper No.5970, 1997がある。

米州大陸における主要経済ブロック カリブ地域



その他の主要な自由貿易協定

- <チリ> —メルコスル/ベネズエラ/コロンビア/エクアドル/ペルー (交渉中)/カナダ/メキシコ
- <メキシコ> —チリ/コスタリカ/ベネズエラ・コロンビア (G3)/CACM (交渉中)
- <CARICOM> —ベネズエラ/コロンビア
- <メルコスル> —チリ/ボリビア/ANCOM (交渉中)

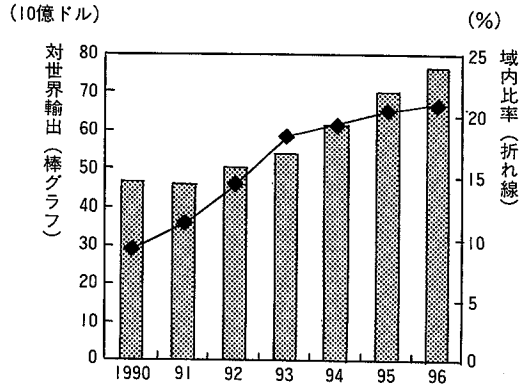
2 米州における地域ブロックの動向

1. ALADI—アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラ、ボリビア

1960年のモンテビデオ条約によってアルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ(のちにベネズエラとボリビアが参加)の間でラテンアメリカ自由貿易連合(LAFTA)が結成された。LAFTAは12年間かけて(のちに「1980年まで」と延長)自由貿易地域を形成すること、長期的には1985年までに対外共通関税を設置して共同市場となることを目標とした。しかしLAFTAの域内先進国であるアルゼンチン、ブラジル、メキシコは自国市場での競争激化を望まなかったためLAFTAの活用にはそれほど熱心ではなかった。このため関税引き下げが予定どおり進まなかった。

LAFTA諸国は1980年にモンテビデオ条約を再び結んでLAFTAをラテンアメリカ統合連合(ALADI)に改編した。ALADIの枠組みにおいては以下のような便宜供与を相互に認めている。(1)加盟国相互に関税割引措置を供与しあう。同程度の発展段階にある国に対しては20%の関税割引で、発展段階の遅れた国に対してはこれより高い割引率を適用する。(2)貿易に伴う支払いを相殺するシステム。これによって実質的に外貨を仲介しなくても貿易ができる。(3)加盟する一部の国どうしが包括的な自由貿易協定を結ぶことを規定上認めること。これらは、LAFTAの失敗に鑑み、自由貿易地域の実現という形式的な大目標にとらわれず、可能なところから域内貿易を拡大していこうというプラグマティックな姿勢の現れと評価できる。貿易支払い相殺システムは域内貿易の7割をカバーしてい

メルコスルの輸出



るといわれ、外貨保有が潤沢でない場合はとくに効果を発揮する。また、ALADIの関税譲許は特惠比率が低すぎるとの批判があるが、これはいわばボトムラインであり、実際にはとくに重要な貿易関係にある国との間では(3)のように経済補完協定等をとくに結んで統合の度合いを高めることが可能である。ことに90年代に入って特定の産業だけを対象とするのではなく包括的な貿易障壁撤廃を盛り込んだ協定が多数結ばれている。メルコスルやバラオナ協定(91年)以降のANCOMは、このようにして生まれたALADI加盟国グループ内のサブリージョナルなグループとして位置づけられる。また、メキシコとチリはALADI加盟国と2国間で次々に包括的な経済補完協定を結んでいる。1990年代にはALADI諸国のグループ内輸出比率が高まっているが、これは統合度の深いサブ・グループでの貿易関係が進展した結果である。

2. メルコスル—アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ

メルコスル*9は1991年3月のアスンシオン条約により発足し、94年12月のオウロレット議定書により制度面と紛争解決手段が補足された。94年末にかけて関税が段階的に引き下げられ、95%の品

目について域内貿易自由化が成立した。95年1月にメルコスルの統合は第2段階に入り、対外共通関税が施行された。当面の間、対外共通関税から除外する例外品目については各国が独自に関税を適用するが、アルゼンチンとブラジルは2001年まで、パラグアイとウルグアイは2006年までに対外共通関税に収斂させる。

対外共通関税は一律ではなく、原材料、中間製品、完成品の順に高くなっている。1995年の段階ではブラジルにおいてこの段差がもっとも大きい。対外共通関税完成時の水準は平均で11.2%、アパレルが19.9%ともっとも高く、ついで履物(19.4%)飲料(18.6%)、たばこ(18.6%)、家具(18.0%)と比較的高関税なものには軽工業品が多い。自動車、農産物については特別な取り決めがある。また、資本財、情報・通信機器の自由化と対外共通関税への以降は別途スケジュールが定められている。

自動車産業については、1996年1月にアルゼンチンとブラジルの間で交わされた自動車産業協定によって、各企業の域内輸入は当該企業の輸出により相殺されなければならないこと、ローカルコンテンツは50%とすること(メルコスルのローカルコンテンツは通常60%)、99年末まで双方が独自の自動車産業政策を保持すること、2000年に自動車の貿易は無税とすること、が定められた。また、side letterにおいて、アルゼンチンが92~94年の間に対ブラジルで累積した自動車産業の貿易赤字8億5000万ドルを補償するために、96~98年に8万5000台のアルゼンチン製自動車は無税で輸入できる特別枠を設定された。各企業の数量枠は交渉によるものとされた。

メルコスルの発足によって、これまで隣国でありながら貿易関係が弱かったアルゼンチンとブラジルの間の貿易が急速に拡大した。この2国間の貿易額はメルコスル域内貿易の6割を占める。貿

易相手国としてはブラジルにとってはアルゼンチンは米国に次いで第2位、アルゼンチンにとっては第1位となった。4カ国の総輸出額に占める域内比率は1990年から96年の間に8.9%から21.1%へと急成長した。

制度的に見ると、FTAAのワーキンググループで取り上げられている項目の中で、メルコスルでは政府調達や知的所有権およびサービス貿易に関して明確な合意が存在せず、FTAA交渉以前に域内で足場を固めておく必要に迫られている。

3. アンデス共同体 (ANCOM) ——コロンビア、ペネズエラ、エクアドル、ボリビア、ペルー

ANCOMはLAFTAの市場狭小国グループが中心となって、1969年にカルタヘナ協定に基づいて発足したLAFTA内部のサブリージョナルなグループである。西向^{*10}によれば、LAFTAの中でANCOMを結成する必要性は、拡大地域市場を必要とする緊急度の高さに起因していた。すなわち、比較的市場の大きい「域内先進国」では国内市場だけでもかなりの程度工業化が可能であって他国に対して自国市場を開放することによる競争激化に慎重であった。一方、「市場狭小国」では急速な市場の拡大が必要とされ、統合のスピードに意見の相違が生じてきたのである。ANCOMはLAIAの中で比較的急速な自由化を望む国々の間で結成されたものであった。

ANCOMにおいては地域レベルで輸入代替工業化を成し遂げるため「産業配置計画」や共通外資政策など厳しい統制を行なおうとしたが、これらはうまくいかなかった。ピノチェット政権下のチリは種々の規制が自国の自由主義政策と相容れないことからANCOMから脱退した。

ANCOMの機能は1980年代に各国が経験した経済危機によって大きく制約を受けたが、91年末の

パオラナ協定に基づいて翌年に域内関税を撤廃してエクアドル、ベネズエラ、コロンビアが対外共通関税（各々5%、10%、15%、20%）に移行した。ボリビアは自由貿易地域にのみ参加し、独自関税（5%、10%）を維持している。ペルーは域内自由化と共通関税に移行するには競争力不足であることから92年以来両方への参加を見合わせて、加盟国と個別に部分的な貿易自由化合意を結び、ANCOMに将来どのような形で関わっていくかについては態度を留保してきた。しかし、明確な意思表示をするように迫られ、最終的に97年4月に自由貿易市場への復帰の段階的な関税引き下げのスケジュールを提示した。しかしこの案は即時自由化を求める他の加盟国に拒否され、一度フジモリ大統領は正式にANCOMを脱退すると示唆した。しかし、結局は他のANCOMメンバーがペルーの提案を大筋で受け入れる形で妥協し、ペルーは2005年までにANCOM加盟国に対する関税を撤廃することで正式加盟国として復帰した。ただし、共通関税には参加せずに独自関税を維持している。

ANCOMの域内貿易は非伝統工業製品が主である。またその大部分はベネズエラとコロンビアの2国間で行なわれている。この2国は後述のG3という枠組みでメキシコとのNAFTA形式の自由貿易協定を結んでおり、またカリブ地域との経済協力でも行動をともにしている。一方、1997年中にもANCOMとメルコスルの間の自由貿易交渉がまとめられるものと予測されるが、ボリビアはすでに単独でメルコスルとの自由貿易協定を結んでいる。また、ANCOM内でペルーとエクアドルは国境線画定問題が解決しておらず、武力衝突の危険性を孕んでいる。このように、ANCOMは長い歴史を持ちながらなかなか足並みがそろわないのが実情である。

4. Grupo de los Tres : G3——ベネズエラ、コロンビア、メキシコ——メキシコの対中南米貿易政策
コロンビアとベネズエラの間にはすでに述べたようにANCOMの枠組みで自由貿易が成立している。さらにメキシコとの間で相互に1995年から10%ずつ直線的に関税を10年間切り下げていって、2005年までに関税を撤廃する。投資、サービス貿易、知的所有権、政府調達などこれまでのラテンアメリカの地域統合では扱われなかった新しい内容が含まれているのがこの協定の特徴である。

G3発効後、メキシコからコロンビア、ベネズエラへの輸出が増加した一方、メキシコの両国からの輸入は減少傾向にある。1994年末に発生したメキシコの金融危機によるメキシコ・ペソの減価とその後のリセッションの影響が強く現れたものと思われる。メキシコがからんだものはG3内貿易全体の19%（96年）にすぎず、このシェアは発効以前の93年と変わっていないことから、メキシコとコロンビア・ベネズエラの貿易関係はさほど拡大しているとは言えない。G3はメキシコにとってANCOMのような経済ブロックとしてのひとつのユニットではなく、政治的にも経済的にも米国に強く依存しているメキシコにとっては北米市場において比較劣位にある産業の市場となって輸出の多様化につながることを期待している。ベネズエラ・コロンビアの工業部門にとっては、NAFTAによって米国から供給される部品・素材にアクセスが容易であるメキシコ企業への強い警戒心がある。

またG3の他にメキシコはALADIグループ内ではチリ・ボリビアと包括的な経済補完協定を結んでいるのに加えて^{*11}、コスタリカと自由貿易協定を結んでいるなど、対中南米関係を強化しようとしている。これは、NAFTAが次第に拡大するものと考えていたのが、米国において慎重論が優勢

となってそのような展望がもてない現状に対して、メキシコが独自に経済外交を展開しているものである*12。地理的に近い中米やカリブの国々との交渉もすでに始まっている。他方で、南米の核となりつつあるメルコスルとの関係強化はこれからの課題である。

5. チリの2国間貿易協定

チリはかねてからNAFTAへの加盟を希望しており、米国政府のアジェンダの中でも次のNAFTA加盟交渉はチリと行なうと明記されている。しかしそれが実現するか否かは米国議会でのファースト・トラック（後述）承認の成り行きを見守っている状況である。その間に自国の関税率を引き下げる一方的貿易自由化を続けながら*13、輸出販路を拡大し確保するために地域主義を併用している。すでにメキシコ（1991年）、ベネズエラ（93年）、コロンビア（93年）、エクアドル（94年）、メルコスル（96年）とALADIの傘の下での経済補完協定、カナダ（97年）との自由貿易協定による2国間ベースの経済統合協定を結んでいる。さらに、ペルーや中米との自由貿易協定の交渉を重ねている。加えて、チリはAPECに加盟し、EUとも自由貿易協定を結んでいる。このように、チリは小国として自国の市場を開放しながら貿易相手国の市場に優先的なアクセスを得るために多角的な貿易交渉を展開している。

そのなかで、メルコスルとの関係はとくに戦略的な重要性を持つものと考えられるようになってきている。チリは貿易相手国を北米、ヨーロッパ、アジアをそれぞれ3割ずつくらいに分散していて、のこり約10%が対中南米である。輸出の品目別構成でみると、北米、ヨーロッパ、日本との間では9割が一次産品およびその加工品であるのに対して、メルコスルへの輸出の3割強を工業製品が占

めており、メルコスルとの自由貿易協定はチリの輸出拡大（とくに工業製品）にとって重要な意味を持つ。更に注目されるのは、最近のチリ企業がメルコスル（大半はアルゼンチン向け）に対して直接投資を活発に行なっていることである。

6. 北米自由貿易協定：NAFTA——米国、カナダ、メキシコ

米国にとってNAFTAの最初の年（1994年）は対メキシコ輸出は記録的な伸びを達成した。同年末の金融危機によって95年のメキシコ経済は厳しい需要抑制とペソの大幅減価を余儀なくされたので、メキシコへの輸出はNAFTA以前を下回る水準に落ち込んだものの、96年になってメキシコ経済の回復が予想以上の速さで進むと、再び急速に拡大している。97年にはメキシコは米国にとってカナダに次いで日本を上回る貿易パートナーとなることが予想されている。

メキシコは金融危機に際して大幅に輸入が縮小し、一部関税を35%に引き上げたものもあった。NAFTAによってメキシコ市場への米国からの製品の自由なアクセスは維持され、そのシェアはこれまでも増して高まった。他方メキシコの対米輸出は米国経済の好況とペソの切り下げによって大幅な拡大が見られた。

米国市場へのメキシコ製品のアクセスはNAFTA以前からGSP、マキラドーラなどによってかなり自由であったので、NAFTAによって米国への市場アクセスが大きく変化したとは捉えられていない。ただし、自動車産業ではピックアップトラックの関税が25%から10%に下げられたことや、繊維・アパレル輸出の成長が見られたことは特筆される。

とくに動きが活発な自動車産業について見れば、メキシコの自動車産業政策で定められている企業

別貿易収支バランス規制の撤廃とローカルコンテンツ規制の緩和、および輸入枠の撤廃が行なわれた結果、メキシコ市場への自動車の年間輸入台数が1993年の1万7000台から96年に9万1000台へ大幅に増加した。金融危機がなければ10万台を超えていたかもしれないとも言われている。他方、米国のメキシコからの自動車輸入額は37億ドルから113億ドルへと同様に増加した。これに伴ってメキシコの自動車部品輸入が74億ドルから116億ドルへと大幅に増加している。この間のビッグスリーによる対メキシコ投資は約30億ドルで、とくにピックアップトラックの生産能力は24万1000台から83万8000台へと増加した。この例から、米国企業は以前にも増してメキシコを生産のプラットホームとして活用していることがわかる。

NAFTAにはさらに労働者の権利と環境についての協定がある。米国の労働組合の主張によれば、メキシコで劣悪な労働条件のもとで安い労働力を搾取して生産された安価な製品が大量に米国市場に入ってくると、これと競争するために米国の労働条件の切り下げが行なわれざるを得なくなる。また、米国の企業は厳しい環境規制に適應するために高いコストを払っており、規制がゆるいメキシコでの生産に太刀打ちできなくなるばかりか、競争は環境悪化をもたらしかねないとする。二つの協定はクリントン政権下でこのような国内の意見に配慮して付け加えられたものである。協定に違反する行為が継続的に行なわれ改善の見込みがないときはその国に対するNAFTAの恩典を停止するという罰則規定も設けられている。

7. カリブ共同体：CARICOM——アンティグア・バーブダ、バハマ(対外共通関税には不参加)、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、モンセラート、セント・

クリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セント・ヴィンセントおよびグラナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ

1965年に旧英領の東カリブ地域諸国がカリブ自由貿易連合(CARIFTA)を結成し、後にチャグアラマス条約(1973年)により対外共通関税を設けた関税同盟であるカリブ共同体(CARICOM)に改組された。しかし、当初対外共通関税は域内先進国のトリニダード・トバゴ、バルバドスなど一部の国で実施されたにすぎない。現在、より広く適用されるようになっている工業製品の対外共通関税は高いもので35%であるが、98年までに5~20%の範囲に引き下げられる予定である。さらに、99年までにCARICOMを生産要素の移動が自由で金融政策も調和させる共同市場に発展させることが目指されており、そのためのチャグアラマス条約の改訂が進められている。スリナム、ハイチといった旧英領でない国々の正式加盟も実現している。

CARICOMでは、観光やトリニダード・トバゴの石油などの一部の天然資源を除けば、ロメ協定に基づくヨーロッパ市場への優先的なアクセスが与えられているバナナなど熱帯農産物の輸出と、米国の環カリブ構想(CBI)の枠組みで行なわれる保税加工が主要な外貨獲得源である。ただしバナナ輸出は、米国、エクアドルおよび中米諸国からの提訴により、EUが旧植民地からのバナナの輸入を優遇していることはGATTに反した差別行為であるとの裁定が下され、今後より生産性の高いラテンアメリカ・バナナとの競争にさらされることになる。一方、CBIはGSPと異なって恒久化されているが、NAFTAによってメキシコが強力な競争相手となった。NAFTAの発効によって、繊維、アパレル、ツナ、一部の農産品などCBIでは認められていない品目の無税輸入がメキシコから行なわれるようになった。CARICOMはCBIの適用範囲を

NAFTAなみに拡大するよう、米国政府に要請している。

このようにCARICOMはここ数年でこれまでの既得権益が侵されるような局面を迎えている。

そこで重視されている戦略は、内向きには先に述べたようなCARICOMの関税同盟から共同市場への統合の深化である。外向きには、一方でこれまで受けてきた恩典ができるだけ守られるように一致して欧米と交渉にあたりながら、他方でこれまで関係の薄かったラテンアメリカ諸国との関係の強化に目を向けさせることである。すでに、CARICOMが中心になって、G 3、中米統合機構(SICA)、およびCARICOMに加わっていないカリブ海諸国を合わせて25カ国からなる経済協力機構、カリブ諸国連合(ACS)を発足させて、環カリブ海地域統合を視野に入れた地域統合が目指されている。その行く先にはFTAAへの参加があるが、CARICOMに加盟する小規模経済に対してどのような特別な配慮が必要か、ワーキンググループでの今後の議論が注目されている。

8. 中米共同市場：CACM——ホンジュラス、グアテマラ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ

中米では、1960年のマナグア条約に基づいてグアテマラ、ニカラグア、エルサルバドルの間で中米共同市場(CACM)が発足し、62年から63年にかけてホンジュラスとコスタリカが加盟した。LAFTAが自由貿易地域であったのに対し、CACMは発足当時から域内貿易自由化に加えて対外共通関税をもつ関税同盟(67年に施行)であった。60年代には域内貿易の自由化率は95%に達し、加盟国全体の輸入の20%が域内で行なわれるまで順調に発展した*14。しかし、エルサルバドルとホンジュラスとの戦争(いわゆるサッカー戦争、69年)でホンジュラ

スが共同市場から脱退したのをきっかけに地域的な自由貿易は後退を余儀なくされ、その後の中米紛争や経済危機もあってCACMの機能は事実上停止した。

中米の地域統合への関心が再び高まるのは、中米和平が安定し経済復興が始まる1990年代を待たなければならなかった。93年には政治・経済・文化・社会の包括的な統合のための中米統合機構(SICA)が発足した。そのなかの経済面での取り決めが「中米経済統合のための一般協定」であり、その常設事務局(SIECA)も設置された。同協定の中では、財貿易の域内自由化と資本労働の移動の自由、各国通貨の域内共通使用がうたわれている。対外共通関税は5~20%で設定された*15。現在のところ域内貿易はグアテマラ、エルサルバドル間の比重が大きく、95年のこの2国間の貿易は域内貿易の4割に上る。また、この2国にホンジュラスを加えたNorthern Triangleと称されるサブ・リージョンでは、すでに資本と労働の移動を自由化する合意が成立している。

中米諸国でも、米国政府によるCBIの適用が米企業の直接投資と加工輸出の成長を促してきたのだが、NAFTAによってメキシコに投資が転換されたと考えられている。中米はNAFTAそのものに加加入したいという希望を表明しており、米国のアジェンダでもNAFTAへの加入はチリの次は中米を考えている。これまであまりに対米依存が強かったため、メキシコとの自由貿易協定(コスタリカはすでに調印済み)、チリとの自由貿易協定、ANCOMとの関係強化、カリブ海諸国とのACS結成など多角化を模索している。

* 9 メルコスルについては堀坂浩太郎「メルコスル：動き出す南米共同市場」(『日本経済新聞』1997年9月15日~10月9日連載)を参照。

*10 西向嘉昭『ラテンアメリカ経済統合論』有斐閣 1981年 33ページ。

*11 現在ペルー、エクアドルとの間でも類似の協定の交渉が行なわれている。

*12 NAFTA加盟に際しては慎重姿勢も見られたカナダも、チリと自由貿易協定を結んでいる。

*13 チリの現在の関税率は一律の11%である。これを8%に下げたいとしている。関税を引き上げる上で問題となるのは、それによって失われる関税収入をどのように他の徴税によって埋め合わせるかということである。一部の製造業者はより高い関税による保護を主張しているが、彼らはすでに非常にマイナーな存在となっている。

*14 詳しくは田中高「中米共同市場の発足」(『日本紡績業の中米進出』古今書院 1997年)を参照。

*15 ただし、国によっては関税収入確保のために暫定的に上乘せを行なっている。対外共通関税は2000年までに0~15%に下げられる合意がある。

3 FTAA形成に向けての不確実性

FTAAの形成に向けて、マイアミ・サミットで合意された行動計画にしたがい、年一度の頻度で通商閣僚会議が開催されている。第1回目のデンバー会議(1995年)では市場アクセス、通関手続きと原産地規則、投資、商品標準と技術障壁、衛生植物検疫、補助金・反ダンピング・相殺関税、小規模経済の七つのワーキンググループが設置された。また、常設の事務局は設けないが、米州機構(OAS)、米州開発銀行(IDB)、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)の三つの国際機関が統合推進にあたることになった。さらにワーキンググループは第2回カルタヘナ会議(96年)で、政府調達、知的所有権、サービス、競争政策の四つが、第3回のペロオリゾンテ会議(97年)で

FTAAのワーキンググループ

ワーキンググループ	議長国
1. 市場アクセス	エルサルバドル
2. 税関手続と原産地規則	ボリビア
3. 投資	コスタリカ
4. 標準と貿易の技術的障壁	カナダ
5. 衛生規準と植物検疫	メキシコ
6. 補助金、アンチダンピング、相殺関税	アルゼンチン
7. 小規模経済	ジャマイカ
8. 政府調達	米国
9. 知的所有権	ホンジュラス
10. サービス	チリ
11. 競争政策	ペルー
12. 紛争解決	ウルグアイ

紛争解決に関するものが追加され、合計12グループが設置されている。それぞれのワーキンググループは与えられたテーマに関して各国での制度的な現状を把握しデータベースを作成することと、実際の交渉で予想される問題点の整理と提言が求められている。カルタヘナ会議では、その後の閣僚会議の準備のために次官級会議を年3回程度開催することとし、ワーキンググループの成果が定期的に検討されるようになった。

ペロオリゾンテ会議では、1998年のサンティアゴ・サミットでFTAA形成に向けての本交渉が開始されることが確認されたが、その合意形成方法について、GATTのウルグアイ・ラウンドと同様に全協定の一括受け入れをしなければならない一括受諾方式(single-undertaking)と全会一致のコンセンサス方式の原則を確立した。さらに、現在存在するさまざまなサブリージョナル・グループ、2国間合意を存続させ、FTAA交渉は一国単位でもグループ単位でも良いということが確認された*16。

今後の交渉の一つの焦点は、4月のサンティアゴ・サミットにおいてFTAAの実質的な中身の討議にどの程度入れるかということにある。現在

は交渉の仕方をめぐるブラジル（メルコスル）と米国の意見に対立が見られる。ブラジルは、(1)1998-1999年は税関手続きの共通化、検疫制度の調和などを中心に議論し、(2)2000～02年は商品標準および反ダンピングと相殺関税を含む貿易規律、サービス貿易の市場アクセスを、(3)2003～05年に関税引き下げを含む一般的な市場アクセスの問題に着手する、という3段階交渉を主張している。ブラジルでは、コロール政権以後の一方的貿易自由化は物価水準を押し下げてインフレ終息に貢献した意味で肯定的に捉えられているが、米国に対して性急に市場を開放することは工業部門に深刻な打撃を与えかねないとして、警戒感が強い。今後、さまざまな改革を行なって「ブラジル・コスト」*17と呼ばれる構造的な諸問題に対処する時間を稼ぎたいという思惑が働いているものと思われる。これに対して米国は市場アクセスの問題を最優先と見ており、すべてを同時に交渉することを主張している。平均関税率は現状において米国が3%であるのに対してメルコスルでは13%と、メルコスル側に多くの自由化努力が求められるのに対して、メルコスル側の主張は米国の貿易障壁は農産物の検疫や税関手続きの運用の変更、および一方的な反ダンピング相殺関税などの非関税的なものであるとしている。また、米国が投資、サービス、知的所有権についてそれぞれ別々の交渉グループを組織するべきだとするのに対し、ブラジルはこれらをひとまとめにしてしまえばよいとしている。他方で、ブラジルは市場アクセスの交渉グループから農業を別立てで行なうべきだとしているのに対して、米国はどの産業も一括して一つのグループで交渉すればよいと考えている。交渉におけるプライオリティの差がこういうところにもすでに現われている。

現時点では、ラテンアメリカ市場の開放を早期

に実現したい米国と時間かせぎをしたいメルコスル、それに大国の市場開放は歓迎するが、小規模経済ゆえの特別に有利な条件を引きだしたいカリブ・中米の小国という色分けができよう。

このような状況の下で、米国議会が大統領にファースト・トラック権限を与えるか否かは、今後のFTAA交渉における米国の交渉力を大きく左右する。ファースト・トラックとは米国議会が大統領に対して外国との貿易協定を結ぶ交渉権を一任することを意味し、議会は大統領が結んだ通商協定に部分的修正を加えることができず、そのまま受け入れるか、あるいは批准を否決するかの選択しかできない。この法案は10月に議会に提出された。

クリントン大統領は、自由貿易交渉は米国製品への市場開放を促してゆくために必要であることを繰り返し訴えている。とくにラテンアメリカではメルコスルをはじめとする経済ブロックがいくつか形成されて、このままでは米国は蚊帳の外におかれてしまい、その間にヨーロッパやアジアの国々が先んじてラテンアメリカ市場に優先的なアクセスを確保してしまうと、世界経済における米国の優位が失われてしまうと主張している。

ところが、ファースト・トラック法案は全く可決のめどが立っていない。米国議会は共和党勢力が過半数を占めているが、問題は民主党内部において、労働組合、環境保護団体、消費者団体、市場保護を要求する企業から後押しされてFTAAに反対する議員が大半と見られていることである。賛成する議員でも現在の国内の労働者の権利と環境規制が保たれるように、外国に対して米国と同等の規準を要求すべきだとしている。一般的に企業家は自由貿易協定を支持していて、その意を汲む共和党にファースト・トラック賛成が多いという、クリントン大統領にとっては皮肉なねじれ現

象が生じている。しかし、安易に共和党と手を結ぶことは他の政策において大統領が共和党から妥協を強いられることになるだろう。

米国通商代表部 (USTR) が発表した1997~2002年の戦略プラン*18の中では、ラテンアメリカについて、「最近の米国通商政策の主要な焦点」と位置づけられている。そしてFTAA交渉ではとくに市場アクセス、サービス貿易、政府調達、外国投資、知的所有権、税関手続きについて米国に有利な条件を引き出すことを目標としているが、もしファースト・トラックが与えられなければ、目標の見直しと交渉アプローチの変更を余儀なくされるとも述べている。現実には米国政府がファースト・トラック法案成立にもたついている間に、FTAAは求心力を失いかねない。

メルコスルはすでにチリ、ボリビアとの間で自由貿易協定を結び、順調にいけば今年末までにはANCOMとの自由貿易交渉をまとめる運びである。すでにチリとANCOM加盟国との間には自由貿易協定が存在するので、事実上の「南米自由貿易地域」が誕生することになる。さらに、メルコスルにとっては対米貿易よりも対EU貿易のシェアが大きいのが現状であり、動きのとれない米国よりもすでに1995年にEUとの間で取り決めている経済協力の枠組みに関する協定にしたがって、2005年までに自由貿易協定を結ぶ交渉を行なっている。これは、米国にとって蚊帳の外におかれるというもっとも好ましくないシナリオである。メルコスルは着実にこのような対米交渉のカードを切っている。

一方、カナダはチリとの自由貿易協定を結び、メキシコは中米と交渉を進めている。チリ、中米

は明らかにNAFTAが拡大する際の優先的な候補であったはずである。ここでも、米国をとりあえず外した動きが見て取れるのである。

とはいえ、ファースト・トラックをもたない米国が中心的な指導力を発揮できないとすれば、FTAA交渉がもともとのおアイデアどおりに共通の透明性の高い制度的な枠組みを持った包括的な自由貿易圏としてまとまる確実性が低くなることは否定できない。むしろ、メルコスルを中心とする南米市場と、FTAAがあるなしに関わらず対米依存度が強い北・中米およびカリブ地域の2極に自然に分かれる可能性が強い。その場合、10月末のアジア通貨危機を発端とする世界的な株安がブラジル経済を大きく揺すぶったことからわかるように、ブラジルのマクロ経済の安定性は必ずしも盤石とはいかず、若干の不安定材料となることも否めない。1997年3月のサンホセ通商閣僚会議から翌月のサンティアゴ・サミットにかけてどれだけ具体的な議論に入れるかがその後のFTAA交渉のモメンタムに大きな影響を与えることになりそうである。

*16 NAFTA 3カ国は個別に交渉し、メルコスル、ANCOM、CARICOM、CACMはグループとして交渉に臨む。

*17 「ブラジル・コスト」は高金利、重い課税、非効率な輸送インフラ (港湾など)、フリンジ・ベネフィットを含めた高い人件費、などがブラジルにおける生産コストを著しく高めて、競争力を失わせているという認識を表している。

*18 United States Trade Representative, *USTR Strategic Plan FY1997-FY2002*, Washington, D. C., September 30, 1997.

(はまぐち・のぶあき/中南米総合研究プロジェクト・チーム)